



文部科学省

令和5年度第2回都道府県私立学校主管部課長会議

# 私学の振興について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

# 目次

1. 私立学校法の改正について
2. 学校法人関係税制について
3. 規制改革推進会議への対応について
4. 女性活躍の推進について
5. その他

# 1. 私立学校法の改正について

---

# 私立学校法の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

## 概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

### 1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

#### ① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

#### ② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

#### ③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

#### ④ 会計監査人

- 大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

### 2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

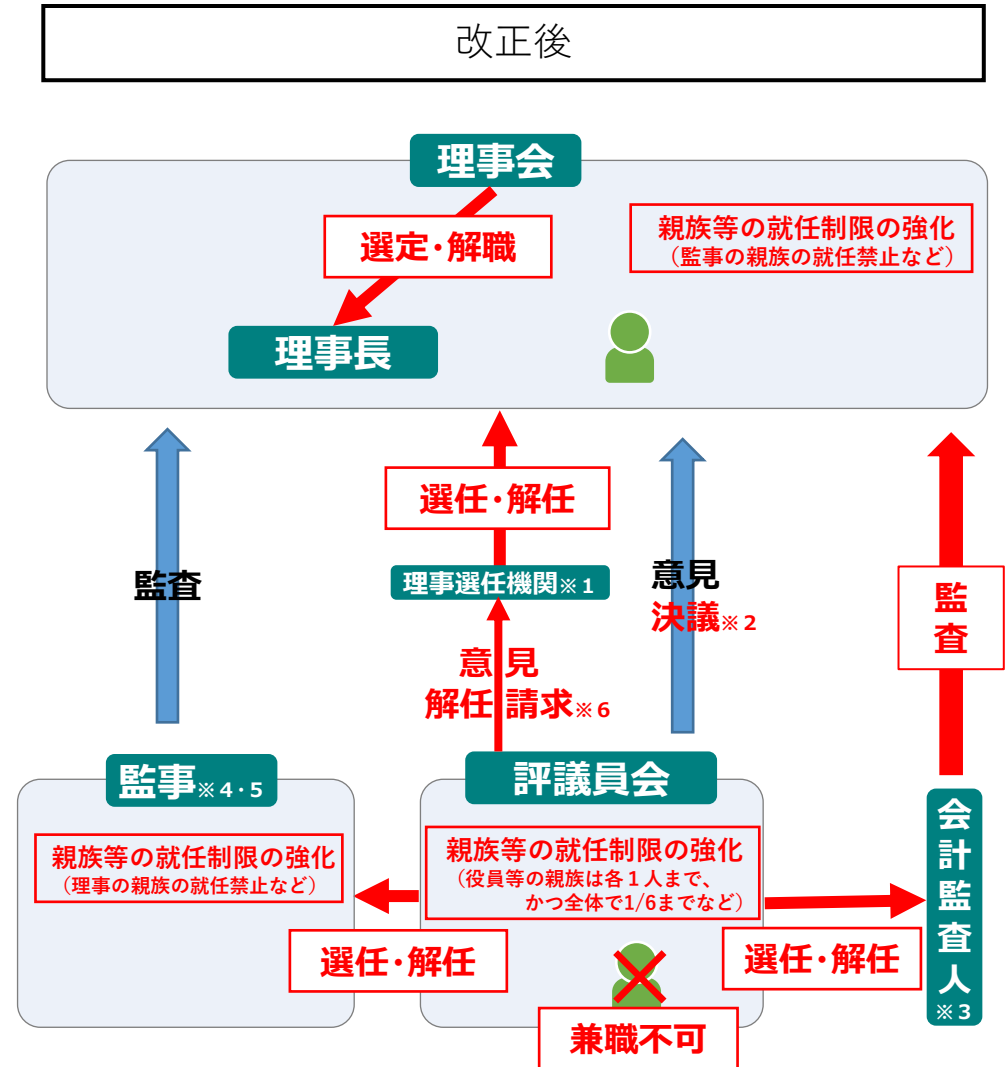
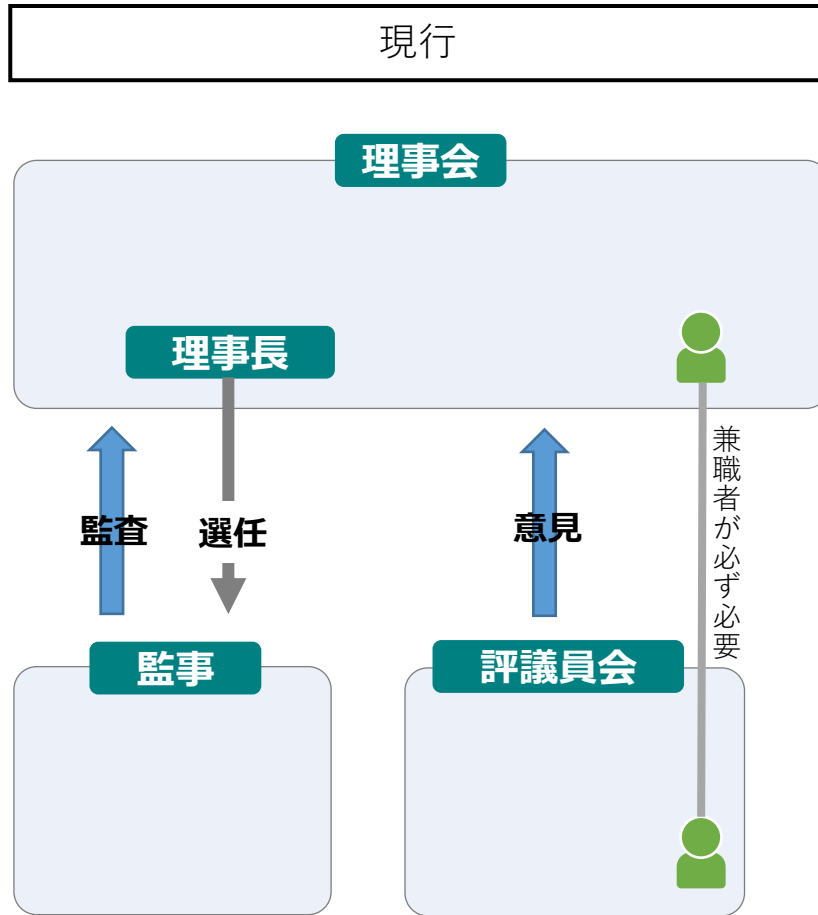
### 3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

## 施行日・経過措置

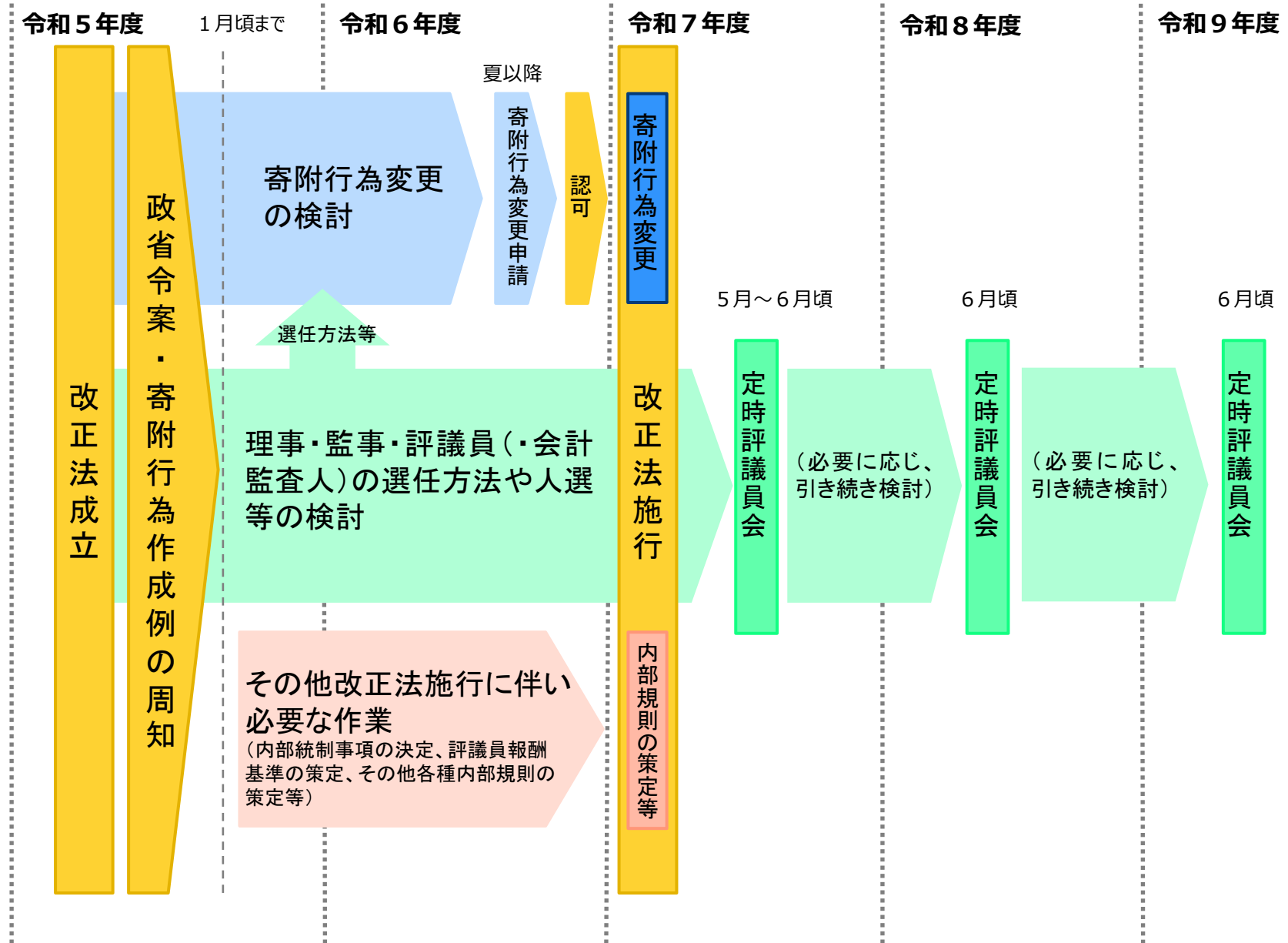
令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

# 学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

# 私立学校法改正全体スケジュール

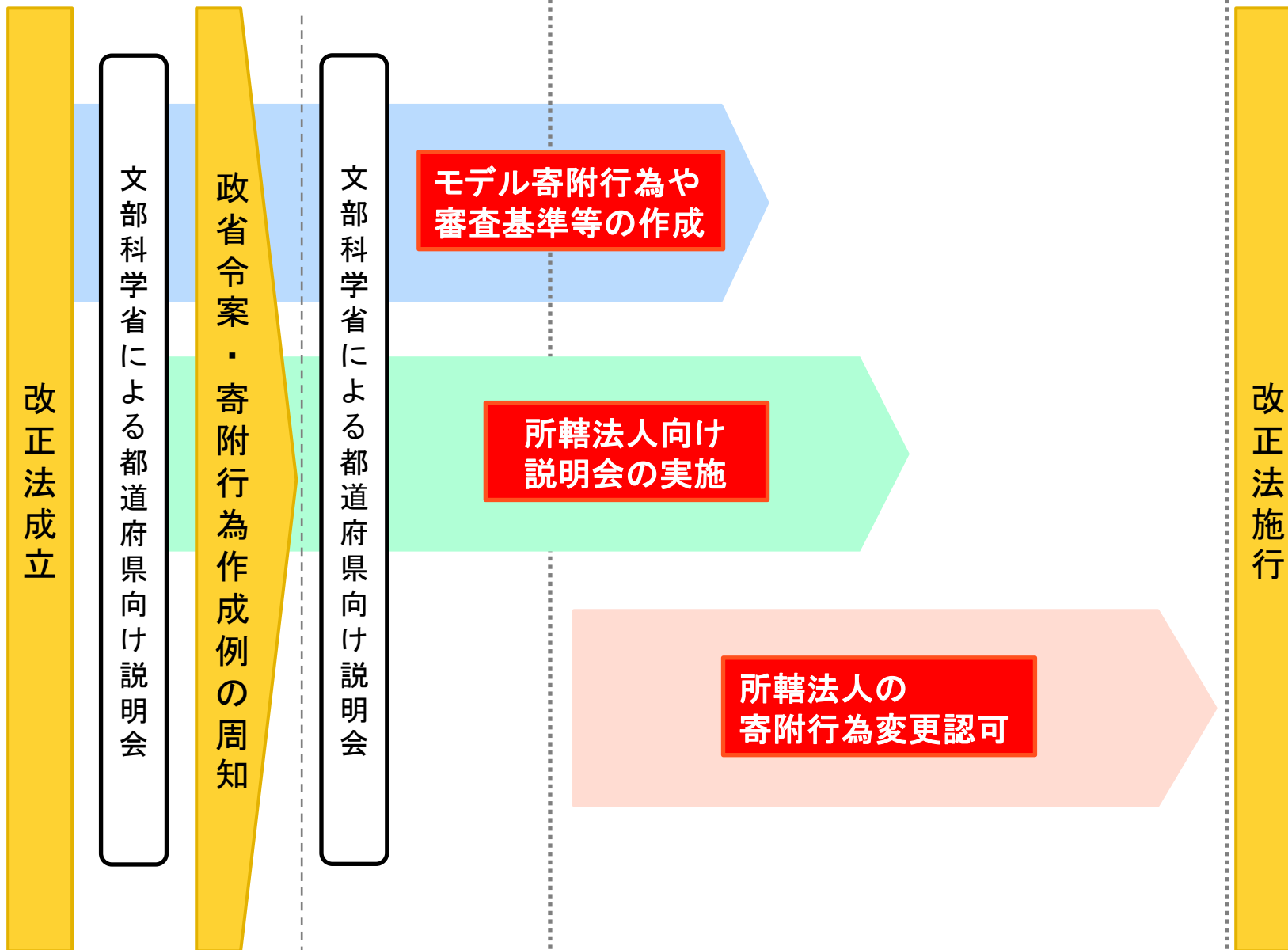


# 都道府県において対応いただきたいこと（参考スケジュール）

令和5年度

令和6年度

令和7年度



## 都道府県において対応いただきたいこと（改正法施行までの間に）

- 政省令の内容や文部科学省が作成する寄附行為作成例を参考にして、各都道府県における審査基準やモデル寄附行為などの必要な規定を整備する。
- 対応が進んでいる他の都道府県も参考にしながら、所轄する学校法人に対して説明会を開催するなどして、新制度の内容、必要となる対応、今後のスケジュールなどについて周知するとともに対応を依頼する。
- 令和7年4月1日までに全ての学校法人の寄附行為の改正がなされるよう、寄附行為変更の認可を行う。
- 上記の検討をするなかでのお困りの点などあれば、お気軽に御相談ください（これまでにも、文部科学省が、都道府県において作成された説明会用資料を、事実誤認がないか等確認した例や、都道府県が実施する説明会に質疑対応としてリモートで参加した例もございます）。



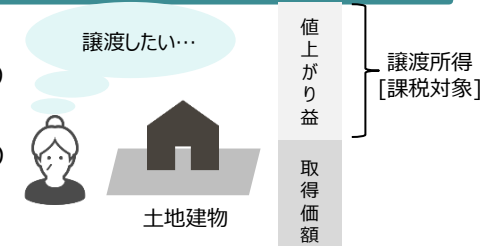
# 譲渡所得等の非課税特例の対象となるための「標準的な寄附行為」について

- ◆ 譲渡所得等の非課税の特例（一般特例）の対象となるためには、**寄附行為に一定の事項を定める必要**があります（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号など）。
- ◆ 「学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の**標準的な寄附行為**（都道府県知事所轄学校法人向け）」に則って、**寄附行為を定めていただくことで、上記の一定の事項が全て定められる**ことになります。
- ◆ なお、大臣所轄学校法人等において、学校法人の理事等及びその親族から寄附を受け入れるなど、一般特例の制度を適用する場合には、標準的な寄附行為によらず、「寄附行為作成例」を参考に、上記の一定の事項を反映した寄附行為を定めていただく必要があります。

## 【参考】譲渡所得等の非課税措置の特例（概要）

個人が土地・建物・株式などの財産を法人に寄附する場合（現物寄附）、通常は、その財産を取得した時の価額から現在の価額への値上がり益（譲渡所得）に所得税が課税される。

一方で、**現物寄附を学校法人などの公益法人等に行う場合、一定の承認要件\*1を満たすと**、国税庁長官の承認により**非課税**となる。\*1 適用する制度によって要件が異なります（詳細は次のとおり）。



学校法人の理事等やその親族から寄附を受け入れる場合はこちら！

### 一般特例

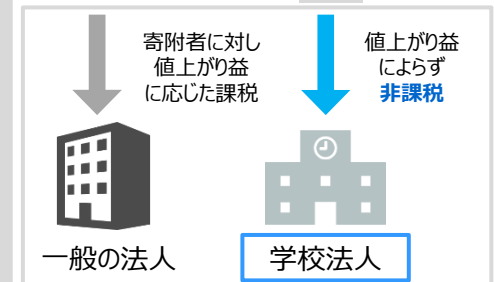
#### 【承認要件】

- ① 寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- ② 2年以内に学校法人の目的とする事業の用に直接供され、又は供される見込みであること
- ③ 寄附により、寄附をした人又はその親族等の税負担を不当に減少させる結果にならないこと

### 承認特例\*2

#### 【承認要件】

- ① 寄附者及びその親族が寄附先の学校法人の理事等でないこと
- ② 寄附された財産が学校法人会計基準の基本金に組み入れられること
- ③ ②に関する理事会の決定があること



\*2 ①の要件を前提に、承認要件が緩和され、かつ、原則1か月の自動承認が適用される制度。

# 譲渡所得等の非課税特例の対象となるための 「標準的な寄附行為」について

## ▶ 「寄附行為作成例（都道府県知事所轄学校法人向け）」との主な差異について

	寄附行為作成例	標準的な寄附行為
<b>理事の定数</b> (第6条第2項関係)	5名以上	<u>6名以上</u>
<b>理事の資格及び構成</b> (第9条関係)	—	理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者*であってはならない旨を追記
<b>理事会における特別決議事項</b> (第20条第2項等関係)	寄附行為の変更、解散、合併以外は普通決議とすることも可能	寄附行為の変更、予算・事業計画の作成・変更、事業報告・計算書類・財産目録の承認等の決議には「 <u>理事の総数（現在数）の3分の2以上</u> 」が必要
<b>監事の資格及び構成</b> (第24条関係)	—	監事には、理事及び評議員のみならず、その親族その他特殊の関係がある者*及び法人職員が含まれてはならないこと、他の監事と親族その他特殊の関係がある者*であってはならない旨を追記
<b>評議員の資格及び構成</b> (第33条関係)	—	評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者*であってはならない旨を追記
<b>役員及び評議員の報酬</b> (第52条関係)	—	役員の地位にあることのみによっては、支給しない旨を追記
<b>附則第4項</b>	私立学校法第31条、第46条及び第62条	役員・評議員の資格及び構成の要件を追記したことを踏まえ、「 <u>寄附行為第9条、第24条及び第33条</u> 」を引用
<b>附則第6項</b>	—	評議員が9名以上の場合に限り置くことができる経過措置の例を追加（改正法附則第2条第2項関係）

\* 親族その他特殊の関係がある者

…租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するもの

▶ 上記の他、軽微な文言変更を行っている。

# 文部科学省HP：私立学校法の改正について（令和5年改正）

文部科学省HPに改正内容に関する動画や資料を掲載しています。

令和5年通常国会において成立した「私立学校法の一部を改正する法律」の内容について理解を深めていただくため、**文部科学省ホームページに説明動画、資料及び寄附行為作成例などを掲載**しました。Q&Aについては、掲載している「私立学校法の改正に関する説明資料」の「2.個別条文解説」に掲載しております。

また、問い合わせ窓口として「**私立学校法の改正に関するお問合せフォーム**」を開設しておりますので、ご質問等があれば、そちらからお送りください。

私立学校法の改正 文部科学省

検索

▶説明動画・資料・寄附行為作成例などを掲載しているページ(※)はこちら

※私立学校法の改正について（令和5年改正）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html)

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→



▶私立学校法の改正に関するお問合せフォームのURLはこちら

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJkjbwPnpL7H5LHdc2UIOkXPxBnMKJsFUQzRFRVQ5NVJVUU9VMVVBTENPMEZEMzVRUy4u>

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→



## 2. 学校法人関係税制について

---

# 学校法人に係る税制の概要

## 学校法人に係る税制

国税	法人税	<p><b>(1) 課税対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育研究事業 ⇒ <b>非課税</b></li> <li>●収益事業 ⇒ <b>課税</b> 軽減税率19%〔普通法人：税率23.2%〕※1</li> </ul> <p><b>(2) みなし寄附金の特例（収益事業所得の教育研究事業への支出）</b></p> <p>①所得金額の50%、②年200万円のいずれが多い金額まで損金算入可能</p> <p><b>(3) 収益事業の適用除外</b></p> <p>私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等の場合に適用除外</p>
	その他の税目	<p><b>非課税</b></p> <p>所得税（利子、配当等） 登録免許税（目的外不動産の取得登記を除く） 印紙税（無利息等の条件で行う文部科学大臣の確認を受けた奨学金貸与事業における消費貸借契約書にかかるもの）※2</p>
地方税	<p><b>非課税</b></p> <p>住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く） 不動産所得税、固定資産税、都市計画税（目的外不動産等を除く）</p>	

※1 年800万円以下の部分については15%（令和7年3月31日までに開始する事業年度に限る）

※2 文部科学大臣の確認を受けた日以後に作成されるものであって令和7年3月31日までに作成されるものについて適用

## 学校法人への寄附に係る税制

		個人からの寄附	法人からの寄附	
学校法人に 直接の寄附	国税 ※3	税額控除対象法人	<p><b>【税額控除額】(平成23年度改正)</b> (寄附金額 - 2千円) × 40% ※所得税額の25%が限度額</p>	<p><b>【損金算入限度額】</b> (資本金等の額 × 0.25% + 当該年度所得 × 2.5%) × 1/4 [一般] + (資本金等の額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2 [特例]</p>
		特定公益増進法人	<p><b>【所得控除額】</b> 寄附金額 - 2千円 ※総所得の40%が上限 ★</p>	<p><b>【損金算入限度額】</b> (資本金等の額 × 0.25% + 当該年度所得 × 2.5%) × 1/4 [一般] + (資本金等の額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2 [特例]</p>
	地方税	地方自治体の条例により指定された寄附金	<p><b>【税額控除額】</b> (寄附金額 - 2千円) × 10% ※総所得の30%が上限 ★</p>	(該当なし)

日本私立学校振興・共済事業団を經由した寄附  
(受配者指定寄附金)

国税、地方税それぞれ★と同様※4

寄附金全額の損金算入が可能

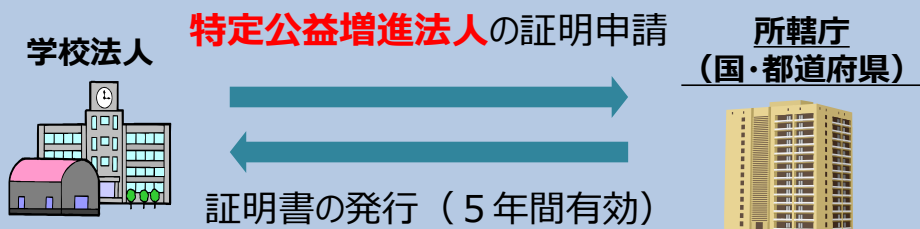
※3 両方の証明を受けている法人に寄附を行う場合、寄附者がいずれか一方を選択可能

※4 個人からの寄附は原則として取り扱っていない

# 学校法人に対する寄附金控除

- 所得控除、税額控除を活用するために、**学校法人は所轄庁に証明申請を行う必要がある**。
- 個人が学校法人に対して寄附をした場合に寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に学校法人からの領収書及び当該学校法人が寄附金控除の対象法人であることの証明書の写しが必要。  
※両方の証明を受けた学校法人に対する寄附の場合、**寄附者がどちらか一方を選択**ができる。

## 特定公益増進法人に対する個人寄附



### ■「所得控除」

各寄附者の所得に応じた**所得税率を寄附金額に乗じて**、控除額を決定

### ■控除限度額

**総所得金額等の40%**に相当する金額

※寄附金額が総所得金額等の40%相当額を超える場合

### ■要件・手続き

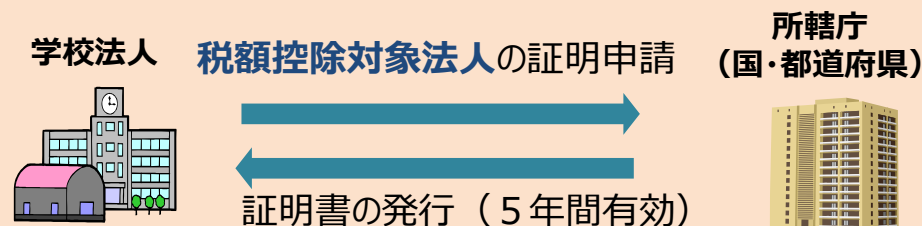
学校法人(※)は、所轄庁へ寄附金募集要綱など必要書類提出等の手続きさえすれば証明を受けることができる

※専修学校または各種学校を設置する場合は、その学校の授業時間数等により認められない場合があります (所得税法施行規則第40条の9)

### ■控除額の計算式

(寄附金 - 2,000円) × **所得税率** = 寄附金控除額

## 税額控除対象法人に対する個人寄附



### ■「税額控除」

各寄附者の**所得税率に関係なく**、所得税額から直接**寄附金額の4割**を控除

### ■控除限度額

**所得税額の25%**

### ■要件・手続き

実績判定期間内 (原則、直近5会計年度) に、**3,000円以上**の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が、**年平均100人以上**であることを満たすこと。

※小規模法人向けの**緩和要件あり**

### ■控除額の計算式

(寄附金 - 2,000円) × **一律40%** = 寄附金控除額

※税額控除対象法人は以下の義務が生じる

①**情報開示義務**

(寄附行為、役員名簿、財産目録、役員報酬規定等)

②**寄附者名簿の作成・保存義務**

※**文部科学大臣所轄学校法人が証明申請や関連の相談をする場合の窓口**

特定公益増進法人について：高等教育局私学部参事官付財務調査係

税額控除対象法人について：高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係



# 学校法人が税額控除対象法人となるための実績判定に係る期間の短縮

## 制度概要

急速な時代の変化や社会のニーズを踏まえ、自ら経営力の強化や改革に取り組もうとする意欲のある学校法人が、機動的に税額控除制度を活用し、個人からの寄附を一層集めやすくするため、**一定の要件を満たす場合**において、税額控除対象法人となるための**実績判定に係る期間を**、5年間ではなく**2年間とする**。

## 税額控除のメリット

- ・寄附額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、**減税効果が大い**い。
- ・寄附を受ける**学校法人にとっては、より幅広い関係者から、小口の寄附金を集めやすくなる**。

## 現行の要件

実績判定期間内（原則、直近5会計年度）に、

- ① **3,000円以上**の寄附金を支出した者  
（判定基準寄附者数）が、**年平均100人以上**
- ② 寄附金額が**年平均30万円以上**であること

- \* 1 小規模法人向けの緩和措置あり
- \* 2 税額控除対象法人には、①寄附行為等の情報開示義務、  
②寄附者名簿の作成・保存義務が生じる

現在、税額控除対象法人となっていない法人におかれては、特例措置の対象となることも踏まえ、**ぜひ積極的に制度の活用をご検討ください！**

## 令和6年度税制改正による特例措置

以下の要件を満たす場合には、実績判定期間を5年間から**2年間に短縮**する。

\*この場合においても税額控除対象法人であることの証明書の有効期間は5年間となる。

- 税額控除対象法人となるために必要な寄附者数・寄附金額といった実績要件を、**年度ごと**に満たしていること（小規模法人向けの緩和措置は引き続き適用）
- 税額控除に係る証明申請が**令和7年度～12年度の間に行われる**ものであること
- **経営改革に向けた具体的な取組に係る計画を作成**していること（作成を求める計画の詳細については今後通知等で周知）
- **実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれない**こと

特例措置の新設

# 特定公益増進法人・税額控除対象法人に関するデータ

<特定公益増進法人> …うち知事所轄法人の数及び割合は**1185法人(16.8%)**

	大臣所轄	知事所轄										
			高校法人	中等教育 学校法人	義務教育 学校法人	中学校 法人	小学校 法人	幼稚園 法人	幼保連携型 認定こども園 法人	特別支援 学校法人	専修学校 法人	各種学校 法人
特定公益 増進法人 数	610 [90.8%]	1185 [16.8%]	515 [68.8%]	1 [33.3%]	1 [100%]	11 [61.1%]	14 [58.3%]	357 [8.9%]	88 [7.2%]	11 [91.7%]	169 [20.0%]	18 [10.4%]
全法人数	672	7051	749	3	1	18	24	4008	1217	12	846	173

<税額控除対象法人> …うち知事所轄法人の数及び割合は**201法人(2.9%)**

※大臣所轄学校法人(放送大学学園を除く)、知事所轄学校法人いずれもR5年5月1日時点

	大臣所轄	知事 所轄										
			高校法人	中等教育 学校法人	義務教育 学校法人	中学校 法人	小学校 法人	幼稚園 法人	幼保連携型 認定こども園 法人	特別支援 学校法人	専修学校 法人	各種学校 法人
税額控除 対象法人 数	372 [55.4%]	201 [2.9%]	155 [20.7%]	1 [33.3%]	1 [100%]	4 [22.2%]	5 [20.8%]	11 [0.3%]	5 [0.4%]	7 [58.3%]	9 [1.1%]	3 [1.7%]
全法人数	672	7051	749	3	1	18	24	4008	1217	12	846	173

寄附の一層の促進のため、都道府県において所管する法人について、税額控除対象となることを証明した際は、**各都道府県のホームページ等に公表する**など、**証明を受けている学校法人の最新の状況を積極的に周知**するよう検討をお願いします。



# ふるさと納税の活用による自治体・学校法人のメリット

ふるさと納税で自治体に集まった寄附の使途を学校法人支援に活用できる仕組みとすることで、自治体にも学校法人にもメリットのある制度が創出できる。

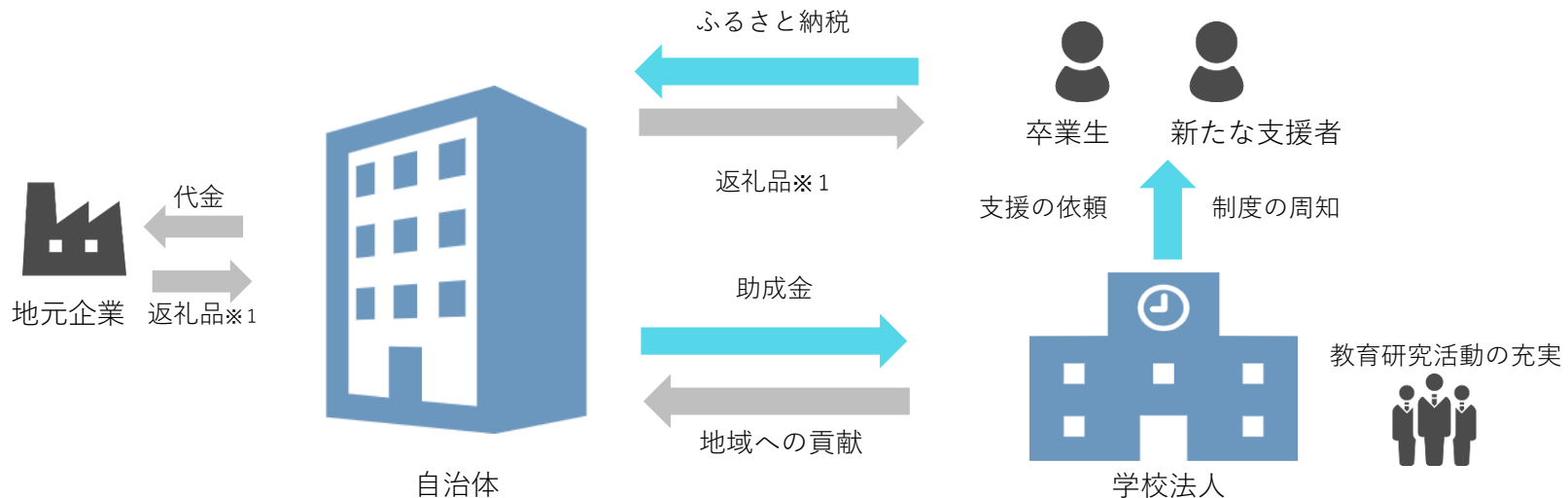
## 自治体のメリット

- 学校法人によるふるさと納税の情報発信
- 地元に縁がある人からの支援拡大
- ふるさと納税の件数増加
- 地元の学校法人への支援その他の自治体予算として活用可能
- 返礼品※1の提供元となる地場産業の振興

## 学校法人のメリット

- 新たな支援者の発掘  
(実質2000円の負担で寄附が可能な制度※2の活用)  
⇒新たな外部資金の獲得
- 卒業生等とのつながり強化
- 自治体や地域の振興等への貢献

## 自治体と学校法人の連携イメージ



※1 返礼品ありとする場合

※2 自治体に対するふるさと納税による寄附額のうち、寄附者の収入に応じた上限額の範囲内で税金が控除される

# ふるさと納税活用の実施イメージについて

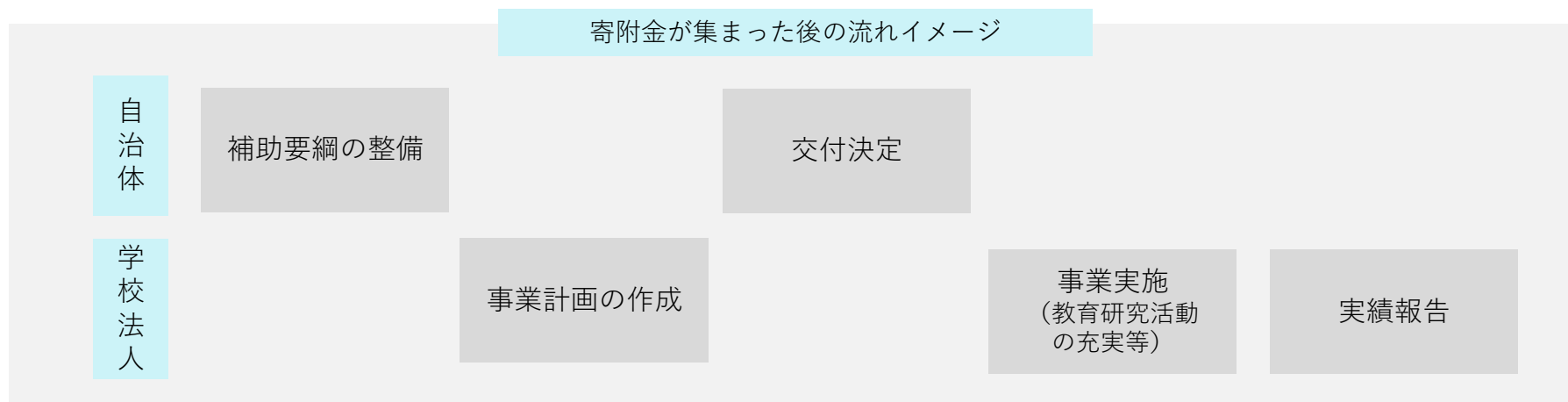
既の実施している例では、ふるさと納税の寄附金の使い道の一つに「域内の学校法人支援」というメニューを追加し、集まった寄附を、補助金形式でまとめて学校法人に交付するなどしている。

ふるさと納税 運営サイト (例)

寄附金の使い道を選択

- 
- 
- 
- 
- 

創設



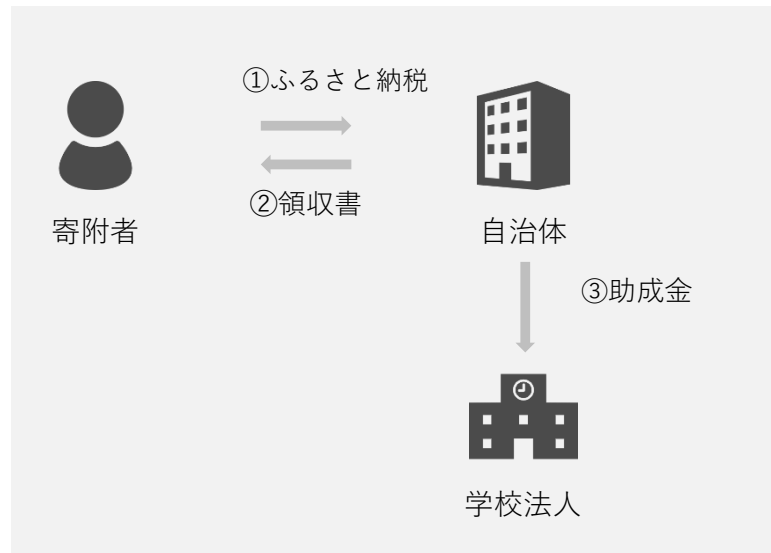
# ふるさと納税活用における実例のある類型について

自治体におけるふるさと納税のメニューの設け方は以下の2つのタイプがある。  
寄附者は、卒業生や学校法人の活動に共感した者など幅広い支援者が考えられる。

**A**

自治体が返礼品無しのメニューとして  
返礼品有りのメニューとは別途設定

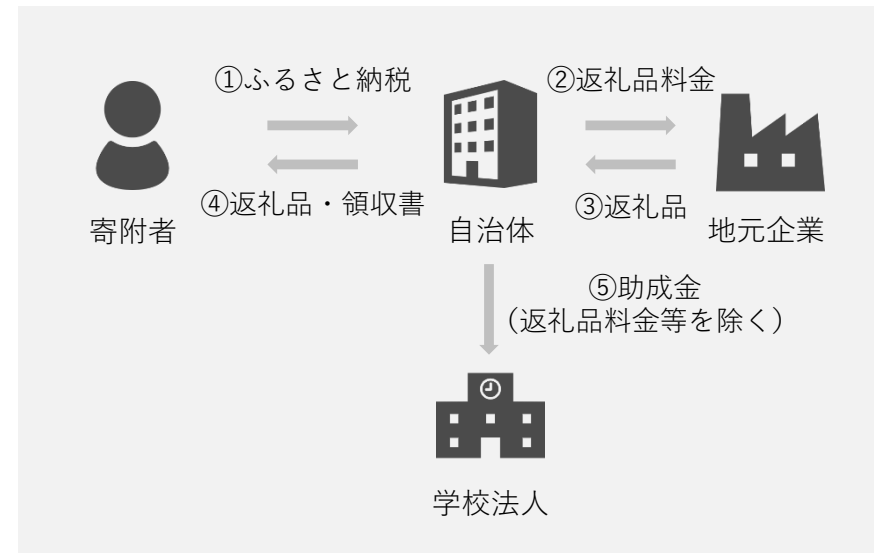
例 新宿区（ふるさと新宿区わがまち応援寄附金）  
軽井沢市（さわやか軽井沢ふるさと寄附金 育もう教育と文化 教育応援分）



**B**

自治体が返礼品有りのメニューの一つとして  
設定（返礼品は自治体内の地場産品を用意）

例 神戸市（未来の神戸づくりに向けた大学等応援助成）  
江別市（ふるさとえべつ教育応援補助金事業）



※ふるさと納税額の7～9割を助成する例などがみられるが、助成金の割合は各自治体が定める。  
Bタイプにおいては、返礼品本体や返礼品に係る事務費を差し引くことなどを考慮した上で、自治体が定める割合で助成を行う。

# ふるさと納税を活用している自治体・学校法人の実績データ

ふるさと納税を活用した自治体と学校法人との連携の取組が広がってきている。

学校法人への支援額上位の例

**8,300**万円/年  
**2,800**万円/年  
**2,700**万円/年

学校法人への支援件数上位の例

**1,960**件/年  
**784**件/年  
**231**件/年

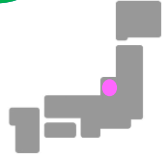
ふるさと納税を活用している  
学校法人の割合（文部科学大臣所轄）

**5** %程度

※令和4年度実績（文部科学省調べ）

## 市内唯一の大学として市への貢献を図る

(新潟県南魚沼市・学校法人国際大学)



南魚沼市では、平成27年から学校法人国際大学と連携を実施。南魚沼市のふるさと納税「国際大学応援と交流の推進コース」への寄附は、国際化推進活動資金助成として納税額の90%が国際大学に交付され、留学生の奨学金等として活用。残りの10%は南魚沼市の国際化推進事業として、市内の小中学校の児童生徒を対象とした夏休みに行う「インターナショナル・ビレッジ事業」、「イングリッシュ・ビレッジ事業」や「中学生の海外派遣事業」に活用。

### ふるさと納税制度を活用したきっかけはなんですか？

南魚沼市  
担当者



国際大学と包括協定に基づき、以前から**国際化を推進し国際化社会に対応できる人材育成に取り組んでおり**、これまで以上に充実した事業を行えるようにふるさと納税を活用しました。

国際大学  
担当者



本学は学生の9割近くが外国人であり、70の国や地域から学生を受け入れています。**南魚沼市の国際化に貢献するとともに、留学生が安心して学びを継続できるように、奨学金を拡充したいと考え、南魚沼市に声をかけました。**

### 寄附をしてもらうために工夫していることは？

南魚沼市  
担当者



メールマガジンを活用したり、雑誌に掲載するなど、南魚沼市の実施するふるさと納税全般についてのプロモーション活動を行っています。

国際大学  
担当者



奨学金を受け取った学生が行った活動について情報発信を行い、**寄附が有効に活用されていることを見える化する**ことを心掛けています。

### ふるさと納税を活用してどんなことを行っていますか？

南魚沼市  
担当者



南魚沼市の国際化推進事業として、**市内中学生のアメリカ合衆国への派遣**や、夏休みにおける市内小中学校の児童生徒と**国際大学の留学生との交流事業を実施**しています。子供たちは実戦で英語を学び、日本と海外の文化の違いを感じてくれているようです。

国際大学  
留学生



**奨学金のおかげで経済的な不安がなく勉学に励むことができています。**小中学生との交流は、普段の研究にはない刺激を子供たちからもらうことができ、楽しみです。

国際大学  
担当者

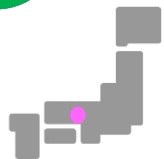


留学生への奨学金制度はもともと用意していましたが、その原資の確保には苦勞していました。**ふるさと納税の温かい寄附によって、安定的に奨学金を給付できるようになりました。**

市内の小中学生と国際大学の留学生が交流する様子



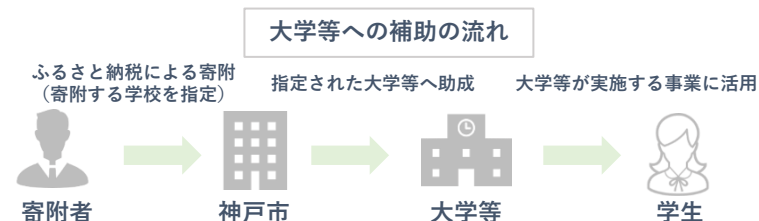
## コロナ禍での学生支援から未来の神戸づくりに向けた助成制度へ (兵庫県神戸市)



神戸市では、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症により、学修活動や日常生活への影響が懸念される学生を支援する「KOBE学生サポート 市内大学等応援助成」事業を実施。学生への経済支援や食料支援、マスク等の配備に係る経費等を大学、短期大学、専修学校に対して補助。令和4年度からは学生支援に加えて、地域や企業との連携に係る経費、市民向け公開講座を含む大学等での社会人の学び支援に係る経費なども補助対象として拡大。

### どのような流れで大学等への補助が行われますか？

**神戸市担当者** ふるさと納税の寄附者が、寄附する学校を指定します。神戸市において、受け付けた寄附を集計し、寄附額から返礼品の事務経費を除く金額の7割（最大9割）を基準に大学等への助成金に活用します。残りを神戸市が実施する大学連携等の事業に活用しています。



### ふるさと納税制度の活用には課題はありましたか？

**神戸市担当者** 私立学校への直接の寄附にも税額控除などの税制上の優遇制度があります。それらとの区別をつけるために、ふるさと納税では、「**大学等への支援が学生支援も含め神戸市の大学連携事業に還元されること**」を重視しています。

**神戸市担当者** 令和3年度までは学生支援のみの制度にしていたが、**用途を拡大してほしいという大学等からの要望も踏まえて、令和4年度から大学間連携、産学官連携の取組等の推進にも活用**できるよう補助対象を拡大しました。

### 本制度を活用したことによる喜びの声を聞かせてください。

**神戸市担当者** 50以上ある市内の大学等のうち、22の学校がこの取組に賛同し、参画してくれました。**令和3年度には、合計で900件、6,000万円を超える寄附**と数多くの学生への温かいメッセージが寄せられました。

**寄附者** 新型コロナの影響で様々な活動が制限される中でも、一度しかない学生生活を充実させてほしいという思いで寄附をしました。**寄附金を有効活用してもらえることが分かり、安心して寄附することができました。**

**大学担当者** 寄附者の皆さまからの多大なご支援のおかげで、新型コロナの影響で思い描いていた大学生を送ることができていない学生に対して、**学内食堂の食券配布、感染者・療養者への食料支援、生理用品の無料配布など、さまざまな支援ができたことを心より感謝しています。**

### 今後の展望はありますか？

**神戸市担当者** 今後も神戸市からの支援を行うことで、学生さんが神戸市に今よりも更に愛着を持ってもらいたいと思っています。また、**大学間連携や産官学連携を更に促すことで、市内の大学等の活動が更に活発**になればいいなと思っています。



## ふるさと納税の活用による高等学校・大学へ向けた補助金制度の新設 (北海道江別市・学校法人酪農学園)

北海道江別市では、進学や就職等を機に市外へ転出した卒業生が、母校や地元の後輩を応援できるよう、また、地域の特産品を通じて江別市と繋がる人の輪が広がるよう、市内の高等学校・大学へのふるさと納税の募集を令和4年度7月から開始。集まった寄附金の一部は、令和5年度から補助金として、高等学校・大学に交付する予定。

また、ふるさと納税を活用した学校法人との連携として、令和2年10月から学校法人酪農学園における酪農学園大学の実習で製造されたアイス等の乳製品を江別市の返礼品として提供。

### 高校・大学への補助金制度新設の経緯は？

江別市  
担当者



市内の学校法人から、ふるさと納税の活用に関し相談・提案がありました。市としても、**市内に4大学を有する文教都市として、コロナ禍の学生を応援したい**という思いがあり、各校と意見交換を重ね、今般の制度新設に至りました。

納められた寄附金については、**ふるさと納税の返礼品や発送等の必要経費分を差し引き、最大限を各学校へ交付すること**としています。

### ふるさと納税の活用に課題はありましたか？

江別市  
担当者



ふるさと納税で納められた寄附金を、なるべく多く各学校に交付したいという思いはありましたが、寄附金が適正に活用されることを期して補助金の形で交付することにしました。

学校法人  
担当者



学校法人へ直接寄附をしている方が、今後はふるさと納税を活用するか、寄附方法の選択で悩むのではないかと心配もありましたが、一方で、**市のふるさと納税を入口とした新たな学校支援者の獲得や、学校の認知拡大にも期待を寄せています。**

### ふるさと納税の活用は市にどのような利点があるのですか？

江別市  
担当者



江別市のシティプロモートの一環としてふるさと納税事業に取り組んでいます。ふるさと納税で**母校や地元の学校を応援しながら、返礼品をきっかけに、江別市に関心を持っていた**だけの方の裾野を広げることができると考えています。

### 市からの返礼品はどのように決めているのですか？

江別市  
担当者



返礼品については、当市で作成した募集要領に基づき運営しています。ふるさと納税に関する説明会の開催などで呼びかけるほか、事業者様からのご提案により、返礼品の登録を行っています。

酪農学園  
担当者



実習で乳・肉製品を製造しており、大学の生協で販売していました。人気が高い商品なので、**学外の方にも是非楽しんでいただき、酪農学園大学を知っていただきたい**という思いで、江別市さんと協議を行い、返礼品に入れていただきました。



酪農学園大学からの返礼品の例

# 大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を 指定寄附金の対象とすることについて

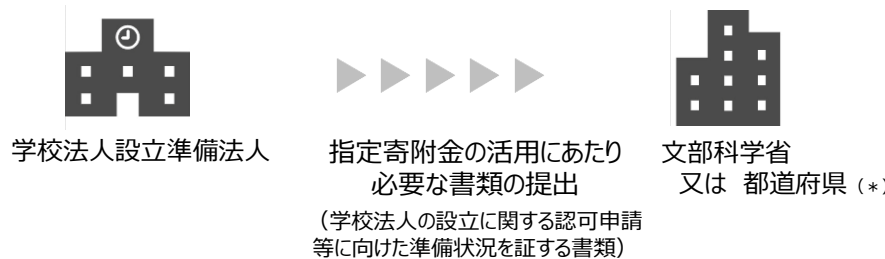
4年制大学、高等専門学校、専修学校専門課程を設置する学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄附金について、**一定の要件**を満たしたものについては、その**寄附額の全額が指定寄附金の対象**とされることになりました！

👉 対象となる寄附金の要件

- 学校法人等の**設立に必要な費用に充てられるもの**
- 財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの
- **学校法人等の設立前にされる寄附金**で、**法人税法施行令第75条に規定する寄附金**に該当するもの
- 設置しようとする大学等が、法人設立後5年以内で募集要綱に定める日までに**認可されない場合には、国または地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金**

## 寄附金募集までの流れ（イメージ）

### ① 学校法人設立準備法人から文部科学省又は都道府県への書類提出



(文部科学省又は都道府県への提出が必要な書類)

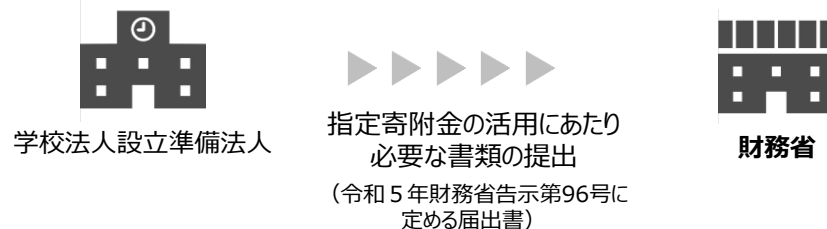
- 設立趣意書
- 設立決議録
- 設置認可の申請をする予定の大学等の概要を記載した資料 等



提出先において書類を確認し、問題がないようであれば、当該準備法人に対し、「**指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書**」を交付します。

(\*) 大学・高等専門学校を設置しようとする場合…文部科学省  
専修学校を設置しようとする場合…都道府県

### ② 学校法人設立準備法人から財務省への書類提出



(財務省への提出が必要な書類)

- 学校法人設立準備法人の定款、寄附行為、規則等
- 寄附金募集要綱
- 指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書の写し 等



財務省において所定の届出書の提出を確認でき次第、財務省から当該準備法人に対し、「**学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書の受理書**」を交付します。財務省からの受理書の交付をもって、**本指定寄附金の活用が可能**になります。

▶ 本指定寄附金の活用については、まずは **文部科学省私学行政課 法規・企画係** にご相談ください！



# (参考) その他の学校法人関係税制

## 相続税の非課税特例

寄附者 学校法人

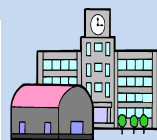
親族等からの  
相続・遺贈



相続財産を寄付

**相続税非課税**

※相続税申告期間までの寄附



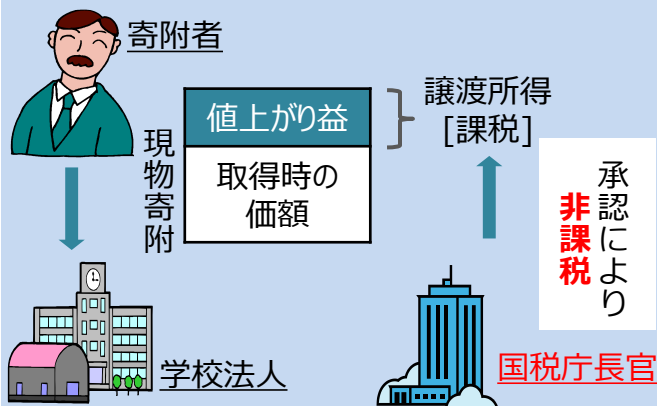
※ 寄附者等の相続税の負担が不当に減少すると認められる場合は、課税となるので注意が必要

相続又は遺贈により財産を取得した場合、財産の取得者には原則として相続税が課税されるが、財産の贈与が学校法人に対して行われる場合には、贈与等がなかったものとみなされ、相続税が課税されない。

### 【要件】

- ✓ 運営組織の適正性、親族関係者等3分の1
- ✓ 親族関係者に特別の利益を与えない
- ✓ 解散時の残余財産帰属の定めがある  
→ 国、地方公共団体等へ帰属
- ✓ 法令違反等の公益に反する事実がない

## みなし譲渡所得税非課税特例



現物による寄附をした場合、その財産を取得した時の価額から現在の価額への値上がり益（譲渡所得）に所得税が課税。【みなし譲渡所得課税】

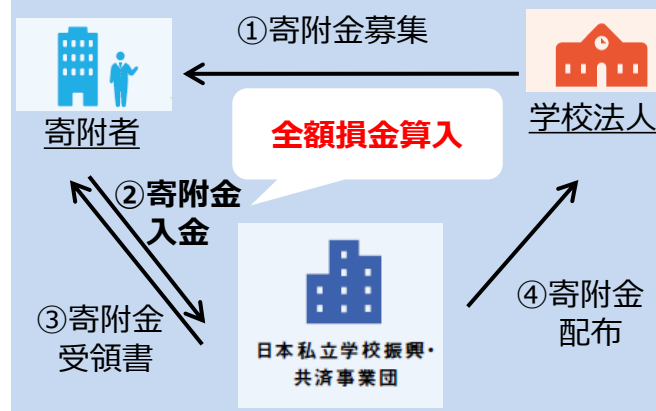
### 特例1：国税庁承認手続きの簡素化

これらの寄附が学校法人に対して行われる場合、国税庁長官の承認で、非課税となる。さらに、一定の要件を満たした場合には、**承認手続きが大幅に簡素化**される。

### 特例2：買換特例・特定買換資産の特例

一定の要件を満たす場合のみ、現物寄附の買換えを行ったとしても**非課税承認が継続**される。

## 受配者指定寄附金制度



- 受配者指定寄附金制度は、**日本私立学校振興・共済事業団**が、寄附者（企業等法人）から寄附金を受け入れ、**寄附者（企業等法人）が指定する学校法人へ配付**する事業。
- 本制度の利用により、寄附者（企業等法人）は、法人税法上、**寄附金全額を損金算入**することが可能。

※ 日本私立学校振興・共済事業団における本制度は、原則個人からの受配者指定寄附金は対象外となる。

学校法人に関係する主な税制について、各項目の詳細については以下のリンクから御覧いただけます。

### ■ 学校法人関係税制（受配者指定寄附金制度以外）：

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/shigakuzeisei.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/shigakuzeisei.html)

### ■ 受配者指定寄附金制度について：

[https://www.shigaku.go.jp/s\\_kihu\\_gaiyo.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_kihu_gaiyo.htm)

# (参考) 学校法人に対する寄附金控除【新入生を対象に募集する寄附金についての留意点】

- 新入生からの寄付金（入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末(12月)までの期間内に納入した寄付金）は、**原則として、控除の対象外**となる。
- **例外として、新入生からの寄付金であっても、入学決定後に募集のあったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集されるものであれば、控除の対象**となる。
- 令和3年6月、例外要件の詳細等、取扱いに係るQ&Aを周知。

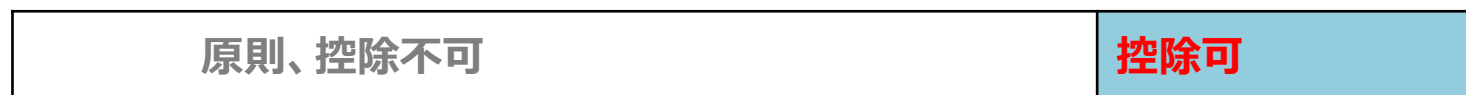
(R3.6.25「新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取扱いに関するQ & Aについて(通知)」)

## 新入生を対象とする寄附金控除の取扱いイメージ（4月に入学する場合）

入学願書受付時  
(9月頃)

入学日  
(4月)

入学年末  
(12月)



入学決定 (2月) **※新入生以外の者と同一の条件であれば、控除可**

**原則  
(控除×)**

### 学校の入学に関してする寄附金

- = 自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととされるものその他当該**入学と相当の因果関係のあるもの**
- = **入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの**

**例外  
(控除○)**

**入学決定後に募集の開始**があったもので、  
**新入生以外の者と同一の条件で募集**される部分

**Q & Aで補足  
(R3.6.25)**

**※疑義がある場合は、あらかじめ所轄の国税局の所得税課にお尋ねください!!!**

### **3. 規制改革推進会議への対応について**

---

# 規制改革推進会議に関する動向

- 内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」では、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方に関する基本的事項を総合的に調査・審議している。
- 当会議では、調査・審議の結果を踏まえ、毎年5～6月頃を目途に「規制改革推進に関する答申」を取りまとめている。これを踏まえ、政府においては、毎年6月頃を目途に「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定している。
- 令和5年6月にまとめられた「規制改革実施計画」において、私立学校に関する記載として以下の内容が盛り込まれたところ。

## 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

### II 実施事項 3. 個別分野の取組 <人への投資分野>

#### (8)教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 No.12 高等学校の参入規制の見直し

【a～c：令和5年措置、d：令和5年度上期措置】

- a. 文部科学省は、**都道府県における設置認可に係る審査の基準等による参入規制について定期的の実態把握を行い、必要な措置を講ずる。**また、**公私間を始めとする定員調整等の現状**や公正な競争を実現する上での課題について、関係機関の見解も踏まえ、**実態把握を行う。**
- b. 文部科学省は、**各都道府県に設置されている私立学校審議会**に関し、公正性と透明性の一層の確保に向け、審議の詳細が分かる**議事録の公開を原則とした更なる情報公開の推進**や、学校教育の質の向上につながるような**委員構成及び審議事項の在り方**について、平成16年の私立学校法（昭和24年法律第270号）改正の際の議論等を踏まえて**留意事項や好事例等を整理した上で、都道府県に周知**する。
- c. 文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない**公私間の定員調整、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や私立学校審議会の運営の現状**について、都道府県への調査を継続的に行うとともに、その結果を公表する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。
- d. 文部科学省は、**都道府県における高等学校の設置や学則変更の審査について、都道府県の対応に係る学校関係者からの相談に適切に対応する旨**、学校関係者に周知する。また、学校関係者からの相談の状況について、都道府県との情報共有を図るとともに、都道府県において適切な対応がとられるよう**指導・助言等**を行う。

本計画を踏まえ、**文部科学省において、私立高校等実態調査の実施等により、必要な対応を実施。**

## 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）で求められていること

- a. 文部科学省は、都道府県における設置認可に係る審査の基準等による参入規制について定期的に実態把握を行い、必要な措置を講ずる。また、公私間を始めとする定員調整等の現状や公正な競争を実現する上での課題について、関係機関の見解も踏まえ、実態把握を行う。
- c. 文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない公私間の定員調整、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や私立学校審議会の運営の現状について、都道府県への調査を継続的に行うとともに、その結果を公表する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。
- d. 文部科学省は、都道府県における高等学校の設置や学則変更の審査について、都道府県の対応に係る学校関係者からの相談に適切に対応する旨、学校関係者に周知する。また、学校関係者からの相談の状況について、都道府県との情報共有を図るとともに、都道府県において適切な対応がとられるよう指導・助言等を行う。

## 都道府県の運用の状況について（令和5年度調査結果）

- 私学の新設及び収容定員増加に対する抑制的な運用を行っている都道府県は**8自治体**。
  - 新設及び収容定員増加に抑制的な運用を行っている都道府県と対象学校種は以下の通り
- ※ 下線太字の自治体は設置認可等に係る審査基準等により抑制的な運用を実施

北海道 : 高等学校	静岡県 : 幼稚園、小学校、中学校、高等学校
<b>埼玉県</b> : 高等学校（全日制）、中等教育学校（後期課程）	<b>愛知県</b> : 高等学校
<b>千葉県</b> : 高等学校	京都府 : 高等学校
<b>神奈川県</b> : 幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校	鹿児島県 : 小学校、中学校、高等学校

- 都道府県において、私立学校の新たな設置認可について抑制的な運用を行う場合、その必要性について十分な検討を行うことが適切であり、**パブリックコメントの実施など適切なプロセスを確保**することが望ましい。
- また、その必要性等について**定期的な見直し**を行うことも重要。

各都道府県及び学校関係者におかれては、私立高等学校の新設及び収容定員増加の申請又は審査にあたり、お困りのことがあった場合は、文部科学省高等教育局私学部私学行政課にご相談ください。



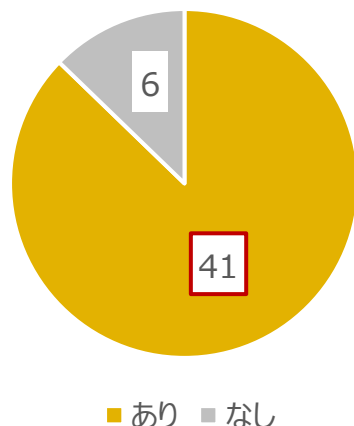
## 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）で求められていること

- a. 文部科学省は、都道府県における設置認可に係る審査の基準等による参入規制について定期的に実態把握を行い、必要な措置を講ずる。また、**公私間を始めとする定員調整等の現状や公正な競争を実現する上での課題について、関係機関の見解も踏まえ、実態把握**を行う。
- c. 文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない**公私間の定員調整**、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や私立学校審議会の運営の現状について、**都道府県への調査を継続的に行う**とともに、**その結果を公表**する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。

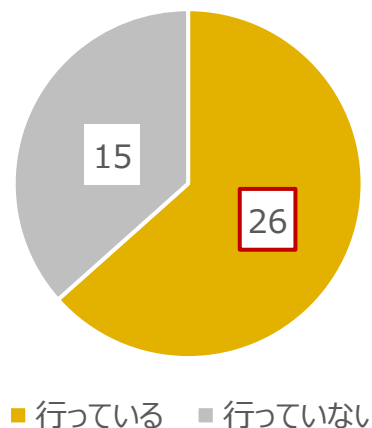
## 都道府県における状況について（令和5年度調査結果）

調査対象：都道府県私立学校主管部課（47都道府県）  
調査期間：令和5年6月～7月（私立高等学校等実態調査の一環として実施）

### Q1. 公私間協議の有無



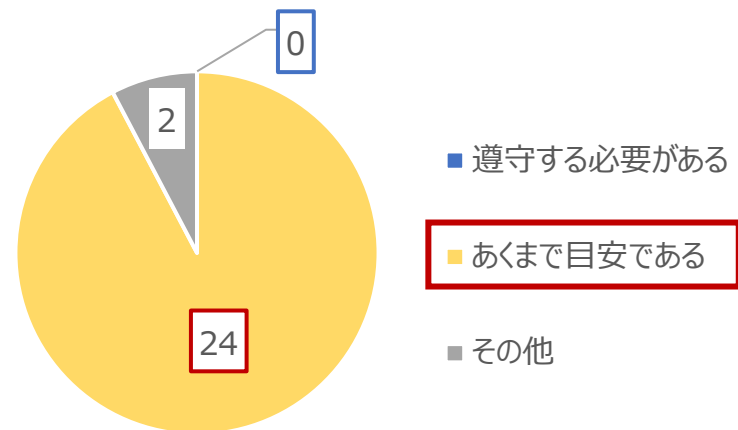
### Q2. (Q1で「公私間協議あり」と回答した場合) 公私間協議における入学定員の調整の有無



入学定員の調整を行う理由の例：

- 公私の募集数が域内生徒数を超えることを確認し生徒の就学の機会を確保するため
- 公私協調に向けて情報交換を行うため

Q3. (Q2で「入学定員の調整を行っている」と回答した場合)  
私学側は協議の結果を遵守する必要があるか



- 協議結果について、「**遵守する必要がある**」との回答はなし。
- 入学定員の調整を行っているとの回答のうち、ほぼすべてにおいて、**協議結果は「あくまで目安である」とする運用となっている**との回答であった。

- 公私間協議において、入学定員の調整を行っているとの回答はみられたが、協議の結果については「あくまで目安」とする運用であるとの回答であり、協議の結果が拘束力を有すると考えられる事例はみられなかった。
- 私立高校の自由な定員設定が実質的に不可能となるような運用がなされている場合や、定員設定に係る運用に懸念がある場合には、**各学校法人から文部科学省や関係機関に対し、相談を行うことも可能**。また、私立学校間の協議のみならず、公私間の協議の在り方等についても、必要に応じて、**各都道府県から文部科学省や関係機関に対し、相談を行うことも考えられる**。関係機関に相談する際、独占禁止法の観点から懸念がある場合には、公正取引委員会に相談を行うことも可能。
- 引き続き、各都道府県においては、**地域の若年人口が急速に減少する状況を踏まえつつ**、公立・私立のそれぞれが地域において果たす役割や、それぞれの定員の在り方等について、関係者間の**丁寧な対話**等を通じて、**必要に応じて見直しを行い、地域の高等学校教育の一層の質の向上を図る**ことが求められる。

## 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）で求められていること

- b.文部科学省は、各都道府県に設置されている**私立学校審議会**に関し、公正性と透明性の一層の確保に向け、**審議の詳細が分かる議事録の公開を原則とした更なる情報公開の推進や、学校教育の質の向上につながるような委員構成及び審議事項の在り方**について、平成16年の私立学校法（昭和24年法律第270号）改正の際の議論等を踏まえて**留意事項や好事例等を整理した上で、都道府県に周知**する。
- c.文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない公私間の定員調整、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や**私立学校審議会の運営の現状について、都道府県への調査を継続的に行う**とともに、**その結果を公表**する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。

## 都道府県における状況について（令和5年度調査結果）

調査対象：都道府県私立学校主管部課（47都道府県）  
 調査期間：令和5年6月～8月（全国私立学校審議会連合会において調査を実施）

### Q1. 私立学校審議会の委員構成について

	私立学校関係者割合	学識経験者割合		割合
各都道府県割合の平均値	56.3%	43.7%	男性	56.8%
			女性	43.2%

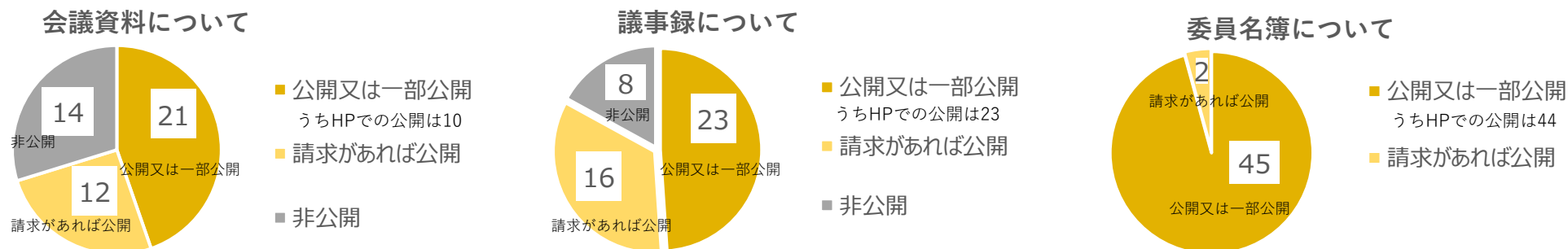
※学識経験者の例

議員、官公庁、大学関係、民間会社、弁護士、公認会計士、保護者、司法書士、税理士、医師、中小企業診断士、不動産鑑定士、NPO法人関係者、スクールソーシャルワーカー、消費生活アドバイザー、地域活性化コンサルタント等の多様な人材が見られる。

- 私立学校審議会の委員は、地域の実情を勘案しつつ、私学行政についての多様な意見を反映させる観点から、**各都道府県において、構成の在り方を検討し、適切な人選を行うことが必要。**



## Q2.私立学校審議会の情報公開について



- 文部科学省において設置している大学設置・学校法人審議会学校法人分科会においては、個人情報に配慮しつつ、当該議事に係る全ての行政処分が終了した後に、議事要旨を公開しているところ、こちらも参考にいただきながら、**私立学校審議会の会議資料や議事録等の公開について、積極的に検討いただきたい。**

(参考) <https://www.dsecchi.mext.go.jp/giji.html>

## Q3.私立学校審議会の審議状況について

審議事項※	件数 (各都道府県の合計)
学校及び課程・学科の設置・廃止	32件
広域通信制に係る学則変更	89件
収容定員に係る学則変更	52件
設置者変更	1件

※私立学校法第8条に基づき私立学校審議会に付議することとされている事項

- 各都道府県の私立学校審議会では、私立学校法や学校教育法に定められた審議事項以外の諮問が行われる例も見られる。**私立学校審議会での議論が、教育の質の向上につながるよう、各都道府県においては、継続的に検討を進めていくことが重要。**

## 4. 女性活躍の推進について

---

# 第5次男女共同参画基本計画における女性活躍の推進

令和2年に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、**令和7年度まで**に、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を、**副校長・教頭25%、校長20%**等とする数値目標が掲げられています。各都道府県においては、所管の学校法人において、これらの趣旨も踏まえた**積極的な対応と情報公表の実施**がなされるよう、積極的な働きかけをお願いします。

## 第5次男女共同参画基本計画（関係部分抜粋）

令和2年12月25日  
閣議決定

- 教育委員会や学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えうることを踏まえ、教育長や教育委員、**校長、教頭など意思決定過程への女性の登用を推進する**。特に、学校においては校長への女性の登用を一層促進する。

## 女性活躍・男女共同参画の重点方針（関係部分抜粋）

令和5年6月13日  
すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

- 女性活躍推進法に基づく各教育委員会の事業主行動計画等を活用した校長、副校長及び教頭のそれぞれの女性割合の目標や登用のための具体的取組を未だ定めていない教育委員会や学校法人に対して、速やかに定めるよう要請する。
- 校長等への女性登用が進まない地域に対し、地域が抱える課題を地域の教育関係者と共有するとともに、他地域の好事例やロールモデルの提供等を行い、女性の管理職への登用を促進する。また、収集した好事例等を発信するための全国フォーラムを開催し、特に管理職への女性登用が進んでいない地域の学校長等の管理職人事担当者（課長クラス）が参加するよう各教育委員会等に促す。

# 女性活躍推進に向けた情報公表の項目追加（男女の賃金の差異）

## 令和4年女性活躍推進法関係省令の改正

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第104号）

○女性の活躍推進に関する情報公表項目に、下表の①に「**男女の賃金の差異**」を追加。【令和4年7月8日】

### ① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績
- ・**男女の賃金の差異（全・正・パ有）**

### ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率(区)
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)
- ・有給休暇取得率
- ・有給休暇取得率(区)

※(区)の表示がある項目については、雇用区分ごとに公表。

※(派)の表示がある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表。

※「男女の賃金の差異」については、「全労働者」、「正規雇用労働者」、パート・有期社員の「非正規雇用労働者」の3区分での公表。

詳しくは厚生労働省HP「女性活躍推進法特集ページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

をご覧ください！

○常時雇用する労働者数301人以上の事業主（義務）

→ **表の①の項目より、男女の賃金の差異を含む2項目以上、②の項目より1項目以上の合計3項目以上を公表**

○常時雇用する労働者数101人以上の事業主（義務）/ 常時雇用する労働者数100人以下の事業主（努力義務）

→ 表の①、②の16項目の中から1項目以上を公表

○常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、「男女の賃金の差異」について、**令和4年7月8日以降最初に終了する事業年度の実績をその次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に**公表しなければならない。

○学校法人を含む一般事業主は、情報公表内容を更新時点を明記して、おおむね1年に1回以上更新する必要があります。

インターネットの利用等により、学生をはじめとした求職者等が容易に閲覧できるよう公表してください。

★情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

女性の活躍推進企業データベースURL：<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



# 一般事業主行動計画の策定・届出の義務化、対象拡大

常時雇用する労働者数**101人以上の事業主**は、令和4年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際、原則として、**以下の①と②の区分ごとに1つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、管轄の都道府県労働局まで届け出る必要**があります。【令和4年4月1日施行】

## ① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・男女別の配置の状況(区)
- ・男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区)
- ・管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区) (派:性別役割分担意識など職場風土等に関する意識)
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合
- ・男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合
- ・男女の人事評価の結果における差異(区)
- ・セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況(区)(派)
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派:雇入れの実績)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績(区)
- ・男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績
- ・非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況(区)
- ・男女の賃金の差異(区)

## ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異(区)
  - ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(区)
  - ・男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区)
  - ・男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）の利用実績(区)
  - ・男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績
  - ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況
  - ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況(区)(派)
  - ・有給休暇取得率(区)
- (※)令和2年4月1日以降、状況把握の際には、管理職を含む全労働者の労働時間を把握する必要がありますので、ご注意ください。

- 項目は状況把握項目を区分したものであり、赤字は基礎項目（必ず把握すべき項目）。
- 「(区)」とある項目は、状況把握の際には、雇用管理区分ごとに把握が必要。
- 「(派)」とある項目は、労働者派遣の役務の提供を受けている場合は、派遣労働者を含めて状況把握が必要。

一般事業主行動計画の策定・届出等について



一般事業主行動計画策定届出・「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定状況



一般事業主行動計画の詳細については、こちらをご覧ください。

## 5. その他

---

- 広域通信制高校を設置している文部科学大臣所轄学校法人による小・中学生を対象としたフリースクール等事業の扱いについて
- マネーロンダリング・テロ資金供与を巡る動向について
- 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」について

- **広域通信制高校を設置している文部科学大臣所轄学校法人による小・中学生を対象としたフリースクール等事業の扱いについて**
-



# 広域通信制高校を設置している文部科学大臣所轄学校法人による 小・中学生を対象としたフリースクール等事業の扱いについて

## 付随事業・収益事業について

- 学校法人は、本来事業（教育研究活動）のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業（付随事業）及び収益事業を行うことが可能。
- 文部科学大臣所轄学校法人における付随事業及び収益事業については、平成21年通知、令和3年通知※1においてその扱いを示しており、収益事業と一定の条件に該当する付随事業を開始する際は事前相談が必要。

(参考) 付随・収益事業の比較	付随事業	収益事業
目的	教育研究活動に付随する非営利事業	収益を教育研究活動に充てるための営利事業
主たる対象者	在学者又は教職員及び役員等	左記以外の者

## フリースクール等事業の扱いについて

- 広域通信制高校を設置する文部科学大臣所轄学校法人**が、**在学生以外の不登校児童生徒※2**を対象とした学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行う施設（いわゆる**フリースクール**）の**運営を行う場合**、
  - ・主たる対象者が不登校児童生徒であり、在学者（広域通信制高校）を対象にした事業とは言えないこと
  - ・フリースクールの対象者が、その法人の設置する広域通信制高校に進学することも想定されるものの、そのことのみをもって教育研究活動に「付随」とするまでは言えないことなどを踏まえ、原則として**収益事業として整理**することとしている。



各都道府県における付随事業・収益事業の判断においても、上記の扱いを適宜参考としていただきますようお願いいたします。

※1：令和3年10月1日付高等教育局私学行政課長通知（平成21年2月26日付高等教育局私学部長通知についても添付）は以下のリンクを参照。

[https://www.mext.go.jp/content/20211001-mxt\\_sigakugy-000020691\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211001-mxt_sigakugy-000020691_5.pdf)

※2：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）に定める不登校児童生徒を指し、小・中学生を指す。



- **マネーローンダリング・テロ資金供与を巡る  
動向について**
-

## FATFによる第4次対日相互審査

- FATF（Financial Action Task Force：マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）とは、マネーロンダリング・テロ資金対策における国際協力を推進するため、1989年に立ち上げられた多国間の枠組。
- FATFでは、加盟国のマネーロンダリング・テロ資金供与対策に関するFATF勧告の実施状況について、審査団による評価を実施。
- 令和3年8月に公表された第4次対日相互審査の報告書により、日本は「重点フォローアップ国」として、当面の間、年1回のフォローアップを受けることが必要となった。また、この報告書には学校法人を含む非営利団体について、以下の指摘が盛り込まれた。

- ・高リスク地域やその周辺で活動する非営利団体に関する情報を活用し、非営利団体に係るテロ資金供与の**リスク評価**を実施すべき。リスク評価を活用し、テロ資金供与に悪用される危険性が高い非営利団体を特定し、非営利団体の正当な活動を不当に妨げることなく、**モニタリング**又は監督するため、リスクベースアプローチを採用すべき。
- ・高リスク地域における非営利団体の活動の完全性を保護するため、テロ資金供与リスクと好事例について、非営利団体への**アウトリーチ**を実施すべき。

## FATF審査を受けた政府の対応

- FATF第4次対日相互審査を受け、政府一体となって対策を進めるべく、令和3年8月に文部科学省を含む関係省庁の会議体である「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、今後政府として取り組む「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・公表。この行動計画においては、非営利団体（NPO）について以下に取り組むことを明記。
- ・NPOがテロ資金供与に悪用される**リスクについて定期的に評価**を行い、**リスクベースでモニタリングを実施**する。
- ・高リスク地域で事業を実施するNPOの活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の**好事例に関する周知**を行う。

## 学校法人に関する取組

- 非営利団体である学校法人の組織が悪用され、マネロンやテロ資金供与に巻き込まれないようにするため、**所轄庁による適切な指導・助言が必要**であるところ、文部科学省において、学校法人において実施されている海外事業の実態把握及びテロ資金供与に悪用されるリスクに係る評価を実施。  
調査の結果、**学校法人による海外事業の実施は限定的**であることから、**テロ資金供与に悪用されるリスクは低いと評価**。
- 所轄庁によるリスクベースでのモニタリングのため、**収益事業として海外事業所を設けて海外事業を行う**文部科学大臣所轄学校法人に対し、**セルフチェックを実施したうえで、文部科学省に届出**を行うよう依頼するとともに、公益法人におけるテロ資金供与対策のポイントや各公益法人で実施されている取組事例を**好事例として周知**。

各都道府県におかれては、文部科学大臣所轄学校法人に対する取組を参考としつつ、所轄の学校法人に対し、

- **私立学校法第47条に基づく財務書類等の作成・備付・閲覧**
- **私立学校振興助成法第14条に基づく所轄庁への財務書類等の届出**の適切な実施
- **学校法人の出資会社における特定事業者（金融機関等）の確認への適切な協力**（実質的支配者情報制度の活用）
- **セルフチェックリスト**（令和4年6月21日付け事務連絡）**の一層の活用**

等の取組を促すなど、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止に向け、引き続き適切な対応をお願いいたします。

また、「**大臣所轄学校法人に対するリスクベースでのモニタリングの流れについて**」（次ページ参照）**も参考にしつつ**、所轄の学校法人に対する**リスクベースでのモニタリング**にご協力いただきますようお願いいたします。

# 大臣所轄学校法人に対するリスクベースでのモニタリングの流れについて

- ◆ 所轄庁によるリスクベースでのモニタリングのため、**収益事業として海外事業所を設けて海外事業を行う文部科学大臣所轄学校法人**は、**セルフチェックを実施**のうえ、**文部科学省に届出**を行うこととなっている。  
\* 新たに収益事業として海外事業を実施しようとする場合においては、収益事業の認可を行う過程でモニタリングを行う。
- ◆ セルフチェックの結果、**高リスクであることが疑われる学校法人に対しては**、必要に応じて文部科学省から**ヒアリング等を実施**。そのうえで、最終的に**高リスクであると判定された学校法人に対しては**、**適切なアプローチ**を行い、**リスクの低減を図る**こととしている。



**① 国・地域の該当性確認**

FATFの公表する  
**・ブラックリスト**  
**・グレーリスト**  
 に指定する国・地域で活動実績がある  
 又は活動する予定か。

該当しない → 追加の確認不要

該当する → **事業内容を確認するとともに、②及び③について改めて確認**

必要に応じ、法人に対するヒアリング等も実施

1項目でも **高リスク** に該当した場合は、全体として **高リスク** と判定

**② 契約の相手方の確認**

契約（取引）の相手方の属性について把握し、問題ないことを把握しているか。

**② 契約の相手方の確認**

把握している → **低リスク**

把握していない → **高リスク**

**③ 資金移動ルートの確認**

金融機関を通さない国外への送金又は現金での輸送を行っているか。

**③ 資金移動ルートの確認**

行っていない → **低リスク**

行っている → **着金の確認** (職員立ち合い等、着金の確実な確認のために対策を講じているか) → 講じている → **低リスク** / 講じていない → **高リスク**

→ **証拠書類の保存** (資金が本来目的とした合法的な事業に使用されたことを証明する書類等を保存しているか) → 保存している → **低リスク** / 保存していない → **高リスク**

**④ 必要な対策の確認**

テロ資金供与のリスクを検討し、必要な場合には適切な対策を行っているか。

「高リスク」判定部分に係る**事業実施体制の見直し等につき指導・助言**  
 +  
 リスクの低減に向けた**好事例等の周知徹底**  
 +  
 定期的なモニタリング

- 「学校法人の経営改善等のための  
ハンドブック《第1次改訂版》」について
-

# 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」について



## 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」について

- ❑ 日本私立学校振興・共済事業団が作成する「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」は、少子化等の影響により厳しい経営環境の中で、経営改善を進めていく必要のある学校法人に参考となる情報を整理したものです。
- ❑ このたび、令和4年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、令和4年11月に「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」として改訂されました。

## 主な改訂内容

大学等を設置する学校法人が運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な、合併や設置者の変更に係る手続きについて、類型ごとの概要を巻末にまとめました。

都道府県知事所轄の学校法人においても御参考いただけるものとなっておりますので、都道府県においても本ハンドブックを御参考いただき、学校法人の経営改善に係る相談等に役立てていただくとともに、所轄の学校法人に対して本ハンドブックの御活用を促していただけますと幸いです。

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」 URL :

[https://www.shigaku.go.jp/files/s\\_keieikaizenhandbook\\_kaitei1.pdf](https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook_kaitei1.pdf)





# 私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

日本私立学校振興・共済事業団のサイトにて、学校法人の寄付募集に関する情報が掲載されています。

日本私立学校振興・共済事業団においては、私立学校の特色ある教育や研究を支援するため、**私立学校の寄付金募集に関する情報をまとめ、寄付金の使途など寄付者の意向により寄付先を積極的に選択していただくための、「私立学校寄付金ポータルサイト」**を立ち上げています。

また、本ポータルサイトには学校法人による**災害復旧のための寄付募集情報も集約されており、能登半島地震に関する寄付の募集も掲載されています**ので、ぜひご覧ください。

▶私立学校の寄付金募集に関する情報をまとめた私学事業団のページ(※)はこちら

※私立学校寄付金ポータルサイト ↓

<https://kifu-portal.shigaku.go.jp/>

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→

